

アメニティ 2000 協会は認定特定非営利活動法人になりました

<認定特定非営利活動法人とは？>

NPO 法人のうち国税庁が「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」と認めた NPO です。「高い公益性」とは活動が公益的であることと、一定の割合以上の寄付によって活動が賄われていることが要件となります。

この要件を満たしていることの証明には膨大な事務作業と書類作成が必要です。アメニティ 2000 協会では準備委員会の 3 人のメンバーがほぼ 3 年をかけてその準備にあたってきました。なぜこんなに審査が厳しいのか、それは認定 NPO には税法上の大きな優遇措置があるからです。

<認定特定非営利活動法人の優遇措置>

認定 NPO に寄付すると、する人、される NPO、どちらにも優遇措置があります。

1. 個人が寄付した場合

確定申告をすると「寄付金控除」で税金が還付されます。

所得税に対する控除と住民税に対する控除（兵庫県）があります

2. 法人が寄付した場合

損金に算入できる金額が拡大されます。

3. 相続人が相続財産を寄付した場合

寄付した相続財産は相続税が非課税になります。

4. 認定 NPO 自身が法人税法上の収益事業を行った場合

「みなし寄付金制度」による減税措置を利用できます。

このように一般の NPO や団体に寄付する場合にくらべて税の控除があるというのがおおきな特徴です。

<アメニティ 2000 協会に寄付すると>

たとえば 2015 年のうちに寄付すると、翌 2016 年の 1 月に協会から「寄付金受領証明書」をお送りします。それを使って確定申告をして、税金の還付を受けることができます。

- ・所得税に対する控除

$(\text{寄付金額} - 2000 \text{ 円}) \times 40\%$ が減税に（所得税額の 25% が限度）

- ・住民税に対する控除（都道府県・市区町村が当協会を指定している場合）

$(\text{寄付金額} - 2000 \text{ 円}) \times 10\%$ が減税に

アメニティ 2000 協会は未来にむけて受継ぐべき資産を自分たちで買い取って守っていくナショナル・トラスト方式を基本方針にしています。それを実行するために今回の認定は大変心強い後押しとなると期待しています。